

保守業務仕様書

1. 受託者が行う保守業務は、次の各号に掲げる業務とし、定期的業務の細目は、別紙1に定めるところによる。

- (1) 定期的業務 空気調和設備（冷却塔・冷却水）点検・暖房切替点検
- (2) 臨時業務 臨時点検（事故が発生した場合又は事故が発生するおそれがある場合は、必要に応じ臨時点検又は精密検査を行い、委託者に適切な指導及び助言を行うこと。）
臨時停止（施設設備等の改修等により、一時休止が必要な場合は、一時休止の処置を行うこと。）
- (3) 点検において必要が生じた調整、簡易な修繕は、受託者がこれを行う。

2. 保守項目については、以下のとおりとする。

番号	対象機器の名称	メーカー型式	数量	備考
1	空気調和設備点検	冷却塔・冷却水	1 式	
	暖房切替点検	矢崎（高効率型 COP1.21）	1 式	
	①スーパードアロエース	CH-KG80 ガス炊 13A	2 基	
	②冷却塔	SKB-85POGRS	2 基	
	点検内容	1. 外観確認 2. 真空状態確認 3. Pdセルヒータ作動確認 4. 冷温水循環量測定及びポンプ運転状態確認 5. 機器内部配線接続部緩み外れ確認 6. 遠隔作動状態確認 7. 溶液循環ポンプ運転状態確認 8. 制御、保護、保安各スイッチ作動状態確認 9. 燃料燃焼圧力、送風圧力確認 10. 燃焼点検、消火を含む燃焼状態確認 11. 排気ガス状態確認 12. 冷却塔清掃 13. バーナー整備		

保守業務細目

1 共通事項

(1) 一般事項

a 吸収冷温水機

消防法に基づく各地方条例並びに危険物の規制に関する政令及び同規則並びにガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定めるところによる。

b 冷却塔

開放型の冷却塔に適用する。

(2) 消耗部品

保守に必要な消耗部品及び材料は、パッキン、Oリング、真空グリス、ランプ、ヒューズその他これらに類するものとする。

(3) 点検

a 点検は、本仕様書に記載された点検項目を適正に行うものとする。

b 本契約の点検周期は、年1回とする。(暖房切替時)

(4) 調整・修理

a 点検により判明した不具合の復旧を調整とし、使用中に発生した不具合の復旧を修理とする。

b 調整・修理の作業(工賃)、監視料は本契約の適用範囲とする。(上記1(2)以外の部品費及び簡易でない調整・修理の作業費(工賃)は、適用範囲外とする。)

(5) 作業報告

作業を実施した場合は、作業状況が分かる写真を添付して、文書で報告をすること。

2 吸収冷温水機点検作業

a 本体関係

- | | | |
|---------|-----------------|---------|
| ① 水平点検 | ② 冷房切替弁点検 | ③ 制御弁点検 |
| ④ 運転本点検 | ⑤ 溶液循環ポンプ絶縁抵抗点検 | |
| ⑥ 外観点検 | | |

b 真空管理

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| ① 真空度点検 | ② 真空バルブ点検 | ③ リレー類点検 |
| ④ Pdセル点検 | | |

c 電気系統

- | | | |
|-----------|-------------|------------|
| ① 冷温水温度設定 | ② 絶縁抵抗点検 | ③ リレー類点検 |
| ④ 端子類点検 | ⑤ センサー類作動点検 | ⑥ 保安装置作動点検 |

d 運転確認

- | | | |
|-----------|-----------------|--------|
| ① 起動、停止点検 | ② 燃焼制御点検 | ③ 能力点検 |
| ④ 各部温度測定 | ⑤ 冷温水・冷却水循環水量確認 | |

e 燃焼装置

- ① 燃料漏れ点検 ② 燃焼状態点検 ③ 給排気点検

3 冷却塔点検作業

a 設置状況

- ① 外観点検

b 塔本体

- ① 散水機能点検 ② 充填材点検 ③ ボールタップ作動点検

c 水槽

- ① 給水装置点検 ② ストレーナ点検 ③ 逆止弁点検
④ ブローダウン調整 ⑤ クーリングタワースイッチ作動点検
⑥ 外観点検 ⑦ 水張り及び水抜き

d ファンモータ

- ① 絶縁抵抗点検 ② ファンベルト点検 ③ 運転点検

4 空気調和設備

- (1) 冷却塔及び加湿装置に供給する水を水道法第 4 条に規定する水質基準に適合させるようその水質を管理すること。
- (2) 冷却塔に供給する水の管理に当っては、薬剤を投与すること。投与する薬剤は、必要量を協議のうえ県が購入する。
- (3) 冷却塔及び冷却水について、使用開始時及び使用を開始した後 1 か月に 1 回、定期的に、汚れの状況を点検し、清掃及び換水を行うこと。
- (4) 冷却塔及び冷却水の点検期間は、5 月から 9 月までの 5 か月間とする。ただし、気候の変動があった場合は、県が点検の必要性を判断し、事前に受託者に通知したうえでその期間を増減することがある。その場合は、期間の増減に伴い、委託金額を変更する。